

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第97号

松浦海区において光力を利用して行う水生生物の採捕に対し、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年7月2日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正

- 1 次表のとおり、海域ごとに、集魚灯の種類及び消費電力の限度を制限する。なお、集魚灯のうち放電灯とハロゲン灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。集魚灯にLED灯を使用する場合は、その消費電力に5を乗じて得た値（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

区分	海 域	使用することができる 集魚灯の種類	漁船1隻につき使用 することができる集魚灯 の消費電力の合計
1	松浦海区における共同漁業権の区域 及び各共同漁業権の外郭線から沖出 し1,000メートルの線によって囲 まれた区域のうち、呼子大橋橋梁以 東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島 最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北 端を結んだ直線以南の海域	ハロゲン灯のみ	3キロワット以内
2	区分1の海域以外の松浦海区におけ る共同漁業権の区域及び各共同漁業 権の外郭線から沖出し1,000メー トルの線によって囲まれた海域	ハロゲン灯のみ	6キロワット以内
3	区分1および2の海域以外の佐賀県海 域	ハロゲン灯以外も使用 可能	10キロワット以内

2 指示の期間

令和8年8月12日から令和9年8月11日まで